

DBの非継続基準の予定利率について（パブリックコメント）

厚生労働省は、2019年2月5日、DBの財政検証における非継続基準の予定利率に関する告示・通知の改正（案）を示し、パブリックコメント手続き（3月7日まで意見募集）に付しました。

非継続基準における最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、現在、厚生労働大臣が定めた利率に、労使合意の下で、0.8以上1.2以下の係数を乗じて得た率を予定利率とすることが認められています。今回示された改正案では、この「係数を乗じる方法」を改め、実数として0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることを認めるとされています。（適用日：2019年4月1日（予定））

これは、現下の低金利が長期化している情勢下で、「係数を乗じる方法」による調整幅が当初の想定よりも大幅に縮小していることを踏まえたものです。

なお、改正案では、経過措置として、適用日以前に事業年度末を迎える決算（2018年度）が確定していない場合においても、0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることを認めることとされています。（経過措置の詳細については、（別紙）P2をご確認ください。）

当年金NEWSでは、今回の改正案について、ご案内いたします。

- 確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=0>

- 「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=0>

【内容】

（別紙）DBの非継続基準の予定利率について（パブリックコメント）

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp